

はじめに

この手引は、静岡市内において大規模小売店舗を設置したり、店舗における施設の配置や運営方法などを変更しようとするときに必要となる大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の手続をまとめたものです。

大規模小売店舗に関する各種の手続を行う際には、この手引をご参照いただくとともに、手続が円滑に行われるためにも、早めに商業労政課窓口までご相談ください。

大規模小売店舗立地法は、都市計画法等の土地利用の規制の手続を経て立地が可能となった出店事案について、施設の配置及び運営方法に関し、その範囲で配慮を求めるとされています。このため、事前に出店計画と他法令等との整合を十分に図る必要があります。

大規模小売店舗を設置にあたっては、関係法令を遵守することはもちろんですが、地域コミュニティの重要な一員としての社会的責任を認識し、地域づくり・まちづくりに積極的に貢献することを望みます。

大規模小売店舗立地法に関するお問い合わせは・・・

静岡市経済局商工部商業労政課

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎5階）

TEL：054-354-2304 FAX：054-354-2132

E-mail：shogyo@city.shizuoka.jp

ホームページURL：<http://www.city.shizuoka.jp/deps/keizai/>

静岡市以外の隣接地域の大規模小売店舗に関する手続については、静岡県にお問い合わせください。

静岡県商業まちづくり室 TEL：054-221-2524